

門 真 市 広 報 連 絡 表	企画財政部魅力発信課 山 敬史
提 供 日 平成29年4月26日(水)	写 真
提供場所	有 ・ 無
国民健康保険料の軽減判定誤り	

1 概要

国民健康保険料の軽減判定所得の算定にあたり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、軽減判定用に計算した繰越純損失額を用いる必要があるところ、税法上の繰越純損失額を用いて計算していました。このことから、一部の被保険者について、本来納付すべき金額と異なる保険料を賦課していたものです。

2 経緯

平成28年12月27日に厚生労働省が「後期高齢者医療制度における保険料軽減判定のシステム誤り」を公表したことを受けて、本市の国民健康保険料の軽減判定所得の算定方法を確認したところ、後期高齢者医療制度と同様の誤りがあることが判明しました。

3 対象件数（世帯数）と影響金額

	対象件数（世帯数）	影響金額
追加徴収 2年遡及 (平成27～28年度)	22件 (17世帯)	711,910円
還 付 5年遡及 (平成24～28年度)	5件 (5世帯)	199,180円

4 今後の対応

追加徴収の対象となる方には、個別訪問によりお詫びと説明を行い、納付を依頼します。

また、還付の対象となる方には、文書によりお詫びと説明を行い、還付します。

5 健康保険課長のコメント

対象となった被保険者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。

問合先：健康保険課長 山下 貴志 電話06－6902－6408（直通）
健康保険課長補佐 竹田 晶則 電話06－6902－5697（直通）